

事 務 連 絡
令和2年4月21日

各土浦市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者
管理者 殿

土浦市高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る土浦市指定介護予防・日常生活支援総合事業
指定第1号事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて

介護サービス事業所等の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、新型コロナウイルス感染症対応のため、柔軟な取扱いを可能とする通知が厚生労働省から発出されているところですが、本市においても、介護予防・日常生活支援総合事業について次のとおり取り扱うこととしますので、よろしくご願いたします。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」の問1、問2（利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認等について、介護報酬の算定が可能か）については、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）においても同様か。また、その場合、介護報酬はどのように算定するのか。

（答）

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」（令和2年3月26日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）問3の回答において、総合事業については、市町村の判断により、訪問介護及び通所介護等に関する臨時的取扱いと同様の取扱いとすることが可能とされています。

このことを踏まえ、本市の総合事業については、既に国から示されている訪問介護及び通所介護等に関する臨時的取扱いと同様の取扱いとし、問の事例に係る報酬の算定に当たっては、あらかじめケアプランに位置付けた利用日について、通常のコサービスを提供した場合と同様の方法で算定できることとします。

なお、利用者等の意向を確認する際には、文書により同意を得ることとしますが、あらかじめ同意を得ていれば、文書の作成はサービス提供後でも差し支えありません。